



# 社会福祉法人 天 年 会

〒513-0821 三重県鈴鹿市地子町金生水814-30

TEL:059-383-0955



## 【 短期入所生活介護事業所 かなしょうず園 】 ※令和8年6月1日～

### 【 従来型個室 / 4床 】 利用負担額 (日額) 単位:円

要介護度	サービス 利用料	食 費	滞 在 費	基本合計 (第4段階の方)	第1段階の方 食費 300円 滞在費 320円	第2段階の方 食費 600円 滞在費 480円	第3段階の方① 食費 1030円 滞在費 880円	第3段階の方② 食費 1360円 滞在費 980円
1	1,084	1,750	1,540	4,374	1,704	2,164	2,994	3,424
2	1,167	1,750	1,540	4,457	1,787	2,247	3,077	3,507
3	1,256	1,750	1,540	4,546	1,876	2,336	3,166	3,596
4	1,341	1,750	1,540	4,631	1,961	2,421	3,251	3,681
5	1,425	1,750	1,540	4,715	2,045	2,505	3,335	3,765

### 【 多床室 / 15床 】 利用負担額 (日額) 単位:円

要介護度	サービス 利用料	食 費	滞 在 費	基本合計 (第4段階の方)	第1段階の方 食費 300円 滞在費 0円	第2段階の方 食費 600円 滞在費 430円	第3段階の方① 食費 1000円 滞在費 430円	第3段階の方② 食費 1300円 滞在費 530円
1	1,084	1,750	915	3,749	1,384	2,114	2,514	2,914
2	1,167	1,750	915	3,832	1,467	2,197	2,597	2,997
3	1,256	1,750	915	3,921	1,556	2,286	2,686	3,086
4	1,341	1,750	915	4,006	1,641	2,371	2,771	3,171
5	1,425	1,750	915	4,090	1,725	2,455	2,855	3,255

\* サービス利用料には、夜勤職員配置加算(Ⅲ)・サービス提供体制強化(Ⅰ)・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・看護体制加算(Ⅰ)・看護体制加算(Ⅱ)・送迎加算・機能訓練体制加算・個別機能訓練加算、地域加算(10.33円)が含まれております。



## 【 介護予防短期入所生活介護事業所 かなしょうず園 】 ※令和6年8月1日～

### 【 従来型個室 / 4床 】 利用負担額 (日額) 単位:円

要支援度	サービス 利用料	食 費	滞 在 費	基本合計 (第4段階の方)	第1段階の方 食費 300円 滞在費 320円	第2段階の方 食費 600円 滞在費 480円	第3段階の方① 食費 1030円 滞在費 880円	第3段階の方② 食費 1360円 滞在費 980円
1	881	1,750	1,540	4,171	1,501	1,961	2,791	3,221
2	1,014	1,750	1,540	4,304	1,634	2,094	2,924	3,354

### 【 多床室 / 15床 】 利用負担額 (日額) 単位:円

要支援度	サービス 利用料	食 費	滞 在 費	基本合計 (第4段階の方)	第1段階の方 食費 300円 滞在費 0円	第2段階の方 食費 600円 滞在費 430円	第3段階の方① 食費 1000円 滞在費 430円	第3段階の方② 食費 1300円 滞在費 530円
1	881	1,750	915	3,546	1,181	1,911	2,311	2,711
2	1,014	1,750	915	3,679	1,314	2,044	2,444	2,844

\* サービス利用料には、サービス提供体制強化Ⅰイ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・介護職員等ベースアップ等支援加算、送迎加算・機能訓練体制加算・個別機能訓練加算・地域加算(10.33円)が含まれております。

### 利用負担段階について

第1段階	・生活保護受給者。・世帯全員が市町民税非課税である老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等 が単身で1,000 万円(夫婦で 2,000万円)以下
第2段階	・世帯全員が市町民税非課税であって、年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下	
第3段階①	・世帯全員が市町民税非課税であって、年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円超120万円以下	2,000万円)以下
第3段階②	・世帯全員が市町民税非課税であって、年金収入金額(※)+合計所得金額が120万円超	
第4段階	・世帯に課税者がいる者。・市町民税本人課税者	

※平成28年8月以降は、非課税年金も含む。